

パブリックコメントに関する提出意見とそれに対する市の考え方

案件名	矢板市森づくり条例（案）のパブリックコメントについて
------------	-----------------------------------

今回公表しました計画等（案）に対する貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。お寄せいただいたご意見を十分検討した結果、それに対する市の考え方は、次のとおりです。なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意見の内容	意見に対する考え方
1.条例の目的の実現性について	森づくりは、目的に合った森林づくりが不可欠ですが、「森林・林業基本法」が形骸化しているなか、矢板市は県内初の条例化を検討しているが、矢板市の場合も、閣法制定の法律の「目的」を引用され、目的実現性に不安があると思われます。	本条例は、矢板市の豊かな森林を次世代へ継承することを目的として、市の責務や森林所有者、市民、事業者の役割など、基本理念を定める条例であります。基本理念を実現するための具体的施策は、「森づくりビジョン」等を策定して実施してまいります。したがって、条例（案）のとおりとします。
2.自然災害を防ぐことに係る、市や森林所有者などの具体的な役目について	市条例案の「多面的機能」が強調されているが、森林・谷・沢・河川が絡む自然災害を防ぐことに触れておらず、具体的に条文化してほしい。 また、森林所有者にしか出来ない事、行政にしか出来ない具体的な防災舵取りが望まれ、具体的立法事実も付加されていないように見え、立法実態が見えてこない。	本条例は、森づくりに関し基本理念を定める条例であり、自然災害の対応など、個別に定めるものではありませんので、条例（案）のとおりとします。
3.森林の手入れと土砂災害及びそれ	(1)山里の土砂崩れや河川の越水災害などの多くの場合、森林に放置	(1)本条例は、森づくりに関し基本理念を定める条例であり、河川災

<p>に伴う二次被害の防止並びに広葉樹を含めた森づくりについて</p>	<p>された間伐材等が豪雨で河川に流出し、災害を生むケースや下刈りなどの管理不足から保水に影響し災害を生むことが多い。</p> <p>河川改修も必要ですが森林所有者・行政の連携がなければ災害は絶対に防げません。</p> <p>(2)県道・市道沿いの人工林も風水害による倒木により、電線を切断して停電・家屋崩壊・交通事故・森林の影になった道路の凍結事故など、多くの二次被害を生まない為に、倒木のための安全帯を設けるなどの植林事業を薦める積極的な義務を感じて欲しいです。</p> <p>(3)建築材の林産優先に固執しては、鳥獣の餌となる果実を付ける樹木も消え去ることとなり、広葉樹の適正な植林は、地力を保つために大切なものです。持てる者が担う社会的責任を大切にする林業が望まれ、森づくりの大切な基本的な考え方となります。</p> <p>(4)森づくりに際し、森林整備保全重点地域にモデル重点推進地区を設けて推進するのが効果的と思われ、同内において開発行為を行おうとする時に必要な届け出を義務化し、義務不履行には相当な罰金を設ける事も必要である。</p>	<p>害防止など、個別に定めるものではありませんので、条例（案）のとおりとします。</p> <p>(2)本条例は、森づくりに関し基本理念を定める条例であり、個別に定めるものではありませんので、条例（案）のとおりとします。</p> <p>なお、いただいた意見は、今後の森づくりの参考といたします。</p> <p>(3)本条例の「基本理念」に示しているとおりであり、条例（案）のとおりとします。</p> <p>(4)本条例は、基本理念を定める条例であり、「森林整備保全重点地域」及び「モデル重点推進地区」を個別に定めるものではありませんので、条例（案）のとおりとします。</p>
<p>4.林産管理の条例への具体的策について</p>	<p>林業従事者の高齢化や森林管理作業不足から森林管理が疎かになり、良質な建築用県産材が不足する事態となると思われ、また、</p>	<p>本条例は、森づくりに関し基本理念を定める条例であり、林産管理の条例への具体的策を織り込むことは難しいので、条例（案）の</p>

	日本の様に外材に依存してきた国は、よほどの覚悟を決めた規制の中で林産管理しない限り森林は管理出来ませんので、条例に具体的な策を織り込むことは難しいと思われます。	とおりとします。
5.森づくり条例において、総合的分野と災害分野の明文化について	市独自の条例が必要か、条例化するなら総合的な分野と災害を考慮したものが、明文化されれば先駆的な条例として良いと思われます。	本条例に基づき森づくりを行うことは、災害に強い森になることも含まれていますので、条例(案)のおとりとします。
6.花粉アレルギー健康問題対策について	国民の花粉アレルギー対策として、杉や檜の人工林において、植林する樹木品種選定については、花粉の少ない品種を選定する事を、条例に追加してほしい。	本条例は、基本理念を定める条例であり、樹木品種などを個別に定めるものではありませんので、条例(案)のおとりとします。
意見総数		6件